

平成 26 年 10 月 1 日

関係者各位

株式会社ジョイント・コーポレーション

代表取締役 石田 昭夫

第 5 回目（最終）弁済の前倒し実施について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当社は、平成 22 年 5 月 31 日に更生計画（5 ヶ年計画）が東京地方裁判所より認可決定されて以降、順調に更生手続を進め、すでに平成 25 年 3 月 31 日には更生手続は終結しております。平成 26 年 3 月期（更生計画第 4 期）の決算の概況と致しましては、売上高 185 億円、営業利益 32 億円、当期純利益 72 億円を計上し、純資産は 336 億円、と安定した経営基盤を築くことができいております。これもひとえに、関係者各位の当社更生計画及び事業運営に対する多大なるご理解とご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

ところで、更生手続の終結時においても、当社は第 4 回、第 5 回の弁済をする義務があり、すでに第 4 回は終了し、残る第 5 回目弁済は平成 27 年 6 月末日の予定となっております。しかし、上記のとおり経営状況がきわめて順調に推移していることから、当社の会社更生手続により多大なご迷惑をお掛けした債権者の皆様に 1 日でも早く弁済を完了させることを目的として、この度、下記の通り、更生計画に定められた第 5 回目弁済の時期（平成 27 年 6 月末日限り）を平成 26 年 9 月 30 日へ前倒しし、弁済を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

1. 弁済率の変更

平成 22 年 5 月 31 日に認可決定を受けた更生計画には、すべての一般更生債権者につき、利息・損害金の免除を受け、この免除後の債権額が金 500,000 円を超える債権者の債権については、7.13%を 5 回に均等分割して弁済すると定められております。同時に更生計画で定められた条項に基づき、全債権者に適用される弁済率の調整を実施した結果、調整後の弁済率は、8.98%とさせて頂くこととなりました。

2. 一般更生債権前倒し弁済総額

最終期分として、平成 26 年 9 月 30 日に 36 億 6 千万円を弁済いたしました。

以上により、通常業務へ経営資源を集中し、多様な資金調達手段を確保して更なる事業の発展を成し遂げるべく努力して参ります。

これまで当社更生計画の遂行にご協力を頂きましたことに重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも当社業務に対するご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

謹白